**○北海道開発局告示第三十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十七号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 室蘭市東町二丁目五〇番四から同市東町二丁目三番一まで | 前 | 二四・四五～二六・三三メートル | 〇・〇四五キロメートル |
| | 後 | 二六・五五～二八・七七メートル | 〇・〇四五キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

**○北海道開発局告示第三十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十八号及び二百八十号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道上磯郡知内町字中ノ川四一番三から同町字中ノ川四八番一まで | 前 | 一六・八八～二二・六三メートル | 〇・二〇〇キロメートル |
| | 後 | 二三・九〇～四七・七九メートル | 〇・二〇〇キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

**○北海道開発局告示第三十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十九号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道紋別郡西興部村字上興部一番一地先から同村字上興部三番一地先まで | 前 | 九・七五メートル | 〇・〇〇三キロメートル |
| | 後 | 一〇・二〇メートル | 〇・〇〇三キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

**○北海道開発局告示第三十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十二号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道釧路郡釧路町字別保原野南二一線東一〇八番二から同道川上郡標茶町字阿歴内国有林釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署五一林班ほ小班まで | 前 | A 九・〇〇～一五・〇〇メートル | 八三・〇〇～一四三・〇〇メートル | |
| | 後 | B 九・〇〇～一五・〇〇メートル | 八三・〇〇～一四三・〇〇メートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | A 九・〇〇～一五・〇〇メートル | 七・八三四キロメートル | |
| | | B 九・〇〇～一五・〇〇メートル | 七・八三四キロメートル | |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

**○北海道開発局告示第三十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五　号 | 北海道二海郡八雲町内浦町二五二番二から同町内浦町二五二番一まで | 北海道開発局及び同局函館開発建設部 |
| 二百三十九号 | 北海道紋別郡西興部村字上興部一番一地先から同村字上興部三番一地先まで | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |
| 三百三十六号 | 北海道広尾郡広尾町字ピタタヌンケ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四二林班イ小班から同町字タンネソ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四二林班ろ小班まで | 北海道開発局及び同局帯広開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十八年二月十八日

# 国会事項

## 衆議院

**議員辞職**

二月十六日院議をもって、京都府第三区選出議員宮崎謙介の辞職を許可した。

**答弁書受領**

二月十六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子提出ＴＰＰの説明会における食品の安全基準に係る質問に対する政府の回答に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信提出ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信提出元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出厚生年金違法未加入二百万人問題の解決の本気度（緊急対策の予算化、法令違反事業所への告発等）に関する質問に対する答弁書

## 参議院

**質問主意書提出**

二月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

軽減税率制度に関する第三回質問主意書（吉川沙織提出）（第五四号）

**答弁書受領**

二月十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川沙織提出軽減税率制度に関する再質問に対する答弁書（第三八号）

参議院議員林久美子提出地方公務員の地域手当に係る特別交付税の減額措置に関する質問に対する答弁書（第三九号）

参議院議員林久美子提出地方自治体の所有不動産の未登記問題に関する質問に対する答弁書（第四〇号）

参議院議員大久保勉提出完全自動走行に向けた国家戦略特区プロジェクトに関する再質問に対する答弁書（第四一号）

参議院議員有田芳生提出日朝ストックホルム合意に明記された人権人道課題などに関する再質問に対する答弁書（第四二号）